

(案)

京都府南部消防指令センターの共同整備等に関する協定書

京都府南部地域における消防指令業務の共同運用に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に定める協定団体は、基本協定書第4条の規定に基づき、消防指令システム、消防救急デジタル無線、その他関係機器及び施設（以下「消防指令システム等」という。）の共同整備等について、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において使用する用語は、基本協定書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共通機器 消防指令システム等のうち、主に京都府南部消防指令センターにおいて運用する共通の機器（ソフトウェアを含む。）をいう。
- (2) 個別機器 共通機器のネットワークシステムと一体的に運用する機器のうち、協定団体が当該協定団体の消防署所数、配置車両数等に応じて運用する個別の機器（ソフトウェアを含む。）をいう。
- (3) 任意機器 消防指令システム等と一体的に運用する機器のうち、当該協定団体において運用する機器（ソフトウェアを含む。）をいう。
- (4) 車載端末装置 消防指令システム等のうち、車両に装備し車両動態情報の管理等を行う装置及びこれらに関連する機器（ソフトウェアを含む。）をいう。
- (5) 消防指令センター施設 京都府立・京都市消防学校敷地内に共同で整備する京都府南部消防指令センターの施設（次に掲げる施設をいう。）その他これらと一体的に運用する設備、装置及び備品をいう。

ア 消防指令センター

イ 電源機械室、通信機械室

ウ コンピュータールーム、サーバールーム

エ 仮眠室等（浴室、洗面、便所その他運用上必要な設備を含む。）

オ 事務室

- (6) 中間整備（更新） 消防指令システム等の機器（ソフトウェアを含む。）ごとの耐用年数等により、運用期間中に必要となる機器の整備（更新）をいう。

(実施設計)

第2条 消防指令システム等の共同整備（運用保守及び中間整備（更新）を含む。以下同じ。）に係る実施設計、調査その他必要な事項は、協定団体が協議の上、別途定める。

(共同調達)

第3条 消防指令システム等について、公共調達の円滑化と効率化を図るために必要があるときは、協定団体が共同で調達（これに係る入札契約事務を含む。以下「共同調達」という。）するものとする。

2 共同調達は、協定団体を代表し京都市が行うものとする。

3 共同調達に係る仕様、数量、規格その他必要な事項については、協定団体が協議の上、別途定める。

(その他の整備)

第4条 任意機器の整備にあつては当該協定団体が、消防指令センター施設の整備にあつては京都市が、それぞれ調達を行うものとする。

2 前条及び前項の規定によるもののほか、協定団体が必要と認めた共同整備については、京都府南部消防指令センター整備運用協議会（以下「整備運用協議会」という。）に行わせることができるものとする。

(費用負担)

第5条 協定団体は、次の各号に掲げる機器又は施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 共通機器（車載端末装置を除く。） 管轄人口に応じた割合による費用

(2) 共通機器（車載端末装置） 車載端末装置数に応じた割合による費用

(3) 個別機器 当該協定団体において整備する当該費用

(4) 任意機器 当該協定団体において整備する当該費用

(5) その他共同整備と一体不可分なものとして調達又は整備する機器及び消防指令センター施設（当該整備に付帯して必要となる工事等を含む。） 管轄人口に応じた割合による費用

- 2 前項に定めるもののほか、運用開始時期の違いなどにより、運用保守、中間整備（更新）など費用負担に特段の措置が必要となる事象が生じた場合は、費用負担について協定団体が協議の上、別途定めることができるものとする。
- 3 第1項の管轄人口は、国勢調査人口によるものとする。この場合において、国勢調査が実施されるごとに確定値が公表された年度の翌年度から適用するものとする。
- 4 第1項の規定により協定団体が負担する費用に1円未満の端数が生じる場合については、当該費用の合計の額が整備に要する額となるまで、当該費用に生じた端数の大きい協定団体の額から順に端数を切り上げ、それ以外の協定団体が負担する当該費用に生じた端数を切り捨てるものとする。

（所有権の帰属）

第6条 次の各号に掲げる機器の所有権は、それぞれ当該各号に定めるところにより帰属するものとする。

- (1) 共通機器 協定団体の共有（総有）
- (2) 個別機器 当該協定団体
- (3) 任意機器 当該協定団体

（負担金）

第7条 第5条の規定により各協定団体が負担する年度別の負担金の額は、協定団体が協議により決定するものとする。

- 2 協定団体は、前項の規定による負担金を、第3条及び第4条の規定により調達を行う協定団体又は整備運用協議会に交付するものとする。
- 3 前項の交付時期については、協定団体の協議により定めるものとする。

（協議）

第8条 本協定の施行に関して必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、協定団体が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和6年〇月〇日

京都市長

宇治市長

松井 孝治

松村 淳子

城陽市長

八幡市長

奥田 敏晴

川田 翔子

京田辺市長

久御山町長

上村 崇

信貴 康孝

精華町長

相楽中部消防組合管理者

杉浦 正省

谷口 雄一

乙訓消防組合管理者

中小路 健吾